

10	この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
11	この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）	一 行政機関
三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百九条第五項から第七項まで並びに第一百二十五条第二項において同じ。）	二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チニ係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに第一百二十条第二項において同じ。）	五 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チニ係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに第一百二十条第二項において同じ。）

2	特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。構造の保護に関する施策等
第三章 個人情報の保護に関する基本方針	第一節 個人情報の保護に関する基本方針
第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一體的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。	二 地方公共団体は、次に掲げる事項について定めるものとする。
八 その他の個人情報の保護に関する重要事項	一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な事項
内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めるべきではない。	二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。	三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。	四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
（国の責務）	五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第二章 国及び地方公共団体の責務等	六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第五条 國は、この法律の趣旨にのつとり、國の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）	七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
第六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、國の施策との整合性に配慮しつつ、その地域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を有する。政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（法律上の措置等）	八 その他の個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要な事項

2	第九条 國は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ効果的な実施を図るために指针の策定その他必要な措置を講ずるものとする。
第三章 個人情報の保護に関する基本方針	第一節 個人情報の保護に関する基本方針
第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一體的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。	二 地方公共団体は、次に掲げる事項について定めるものとする。
八 その他の個人情報の保護に関する重要事項	一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な事項
内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めるべきではない。	二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。	三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。	四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
（国の機関等が保有する個人情報の保護）	五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第二節 国の施策	六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
第五条 國は、この法律の趣旨にのつとり、國の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を有する。（地方公共団体の責務）	七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

2	第十一条 國は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。
第三節 地方公共団体の施策	第一節 地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護
第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。	二 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（区域内的事業者等への支援）	三 独立行政法人
第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	四 地方独立行政法人
内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めるべきではない。	五 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関する事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	六 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
（苦情の処理のあつせん等）	（第四節 国及び地方公共団体の協力）
第十五条 國及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。	（第五節 国及び地方公共団体の協力）

情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む連情報取扱事業者であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第十八条 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第二十一条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

第二十二条 二人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得る必要がありますが困難であるとき。

第二十三条 三公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

第二十四条 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合において、本人の同意を得ることにより当該事務の実施が困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の実施が困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の実施が困難であるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

七 当該要配慮個人情報が、本人、国、機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他の個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合であつて、当該学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

九 二の個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（適正な取得）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（従業者の監督）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委託先の監督）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

第二十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を利用する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人情報を漏えい等の報告等

て、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合において、本人の同意を得ることにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合において、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

七 当該要配慮個人情報が、本人、国、機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他の個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合であつて、当該学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

九 二の個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（適正な取得）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（従業者の監督）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委託先の監督）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合において、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

七 当該要配慮個人情報が、本人、国、機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他の個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合であつて、当該学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

九 二の個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（適正な取得）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（従業者の監督）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委託先の監督）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の第三者者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対し、当該確認に係る事項を偽つてはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等)を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別されない。当該個人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

三 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

4 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「提供された」と読み替えるものとする。

の規定による確認を行ったときには、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに關し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならぬ。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

3 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合に該当する場合を除く。

4 保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

(訂正等)

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に關するところが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他他の第三者への提供を停止することができない場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

4 本人は、個人情報取扱事業者、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他他の第三者への提供を停止することができない場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

6 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

7 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

8 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

9 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

10 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

11 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

12 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

13 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

14 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

15 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

16 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

17 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

18 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

19 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

20 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

21 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

22 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

23 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

24 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

25 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

26 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

27 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

28 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

29 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

30 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

31 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

32 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

33 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

34 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

35 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

36 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

37 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

38 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

39 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

40 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

41 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

42 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

43 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

44 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

45 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

46 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

47 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

48 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

49 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

50 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

51 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

52 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

53 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

54 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

55 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

56 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

57 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

58 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

59 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

60 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

61 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

62 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

63 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

64 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

65 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

66 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

67 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

68 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

69 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

70 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

71 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

72 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

73 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

74 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

75 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

76 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

77 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

78 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

79 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

80 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

81 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

82 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

83 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

84 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

85 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

86 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

87 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

88 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

89 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

90 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

91 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

92 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

93 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

94 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

95 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

96 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

97 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

98 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

99 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

100 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

101 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

102 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

103 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

104 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

105 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

106 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

107 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

108 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

109 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

110 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

111 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

112 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

113 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

114 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

115 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

116 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

117 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

118 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

119 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

120 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

121 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

122 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

123 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

124 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

125 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

126 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

127 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

128 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

129 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

130 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

131 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

132 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

133 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

134 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

135 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

136 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

137 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

138 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

139 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

140 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

141 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

142 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

143 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

144 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

145 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

146 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

147 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

148 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

149 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

150 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

151 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

152 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

153 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

154 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

155 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

156 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

157 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

158 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

159 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

160 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

161 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

162 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

163 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

164 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

165 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

166 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

167 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

168 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

169 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

170 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

171 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

172 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

173 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該

174 本人

人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者的への提供の停止に多額の費用を要する場合その他他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全

部若しくは一部について利用停止等を行つたとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をし

たとき、又は第三項若しくは第五項の規定によ

る請求に係る保有個人データの全部若しくは一

部について第三者への提供を停止したとき若し

くは第三者への提供を停止しない旨の決定をし

たときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通

知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条

個人情報取扱事業者は、第三十二条

第三項、第三十三条第三項（同条第五項にお

いて準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又

は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部につい

て、その措置を知らない旨を通知する場合又は

その措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

個人情報取扱事業者は、第三十二条

第二項の規定による求め又は第三十三条第一項

（同条第五項において準用する場合を含む。）次

条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三

十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三

項若しくは第五項の規定による請求（以下この

条及び第五十四条第一項において「開示等の請

求等」という。）に関し、政令で定めるところ

により、その求め又は請求を受け付ける方法を

定めることができる。この場合において、本人

は、当該方法に従つて、開示等の請求等を行わなければならぬ。

個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成す

るために必要な体制の整備に努めなければなら

ぬ。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取

扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め

なければならない。

個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成す

るために必要な体制の整備に努めなければなら

ぬ。

（仮名加工情報の作成等）

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情

報（仮名加工情報データベース等を構成するも

のに限る。以下この章及び第六章において同

じ。）を作成するときは、他の情報と照合しな

い限り特定の個人を識別することができないよ

うにするために必要なものとして個人情報保護

委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加

工しなければならない。

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成

したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工

情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に

用いられた個人情報から削除された記述等及び

個人識別符号並びに前項の規定により行われた

加工の方法に関する情報をいう。以下この条及

び次条第三項において読み替えて準用する第七

項において同じ。）を取得したときは、削除情

報等の漏えいを防止するため必要なものとし

て個人情報保護委員会規則で定める基準に従

い、削除情報等の安全管理のための措置を講じ

なければならない。

仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業

者である者に限る。以下この条において同じ。）

は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づ

く場合を除くほか、第十七条第一項の規定によ

り特定された利用目的の達成に必要な範囲を超

え、仮名加工情報（個人情報であるものに限

る。以下この条において同じ。）を取り扱つて

はならない。

仮名加工情報についての第二十二条の規定の

適用については、同条第一項及び第三項中「

本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表

し」と、同条第四項第一号から第三号までの規

定中「本人に通知し、又は公表する」とあるの

は「公表する」とする。

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報で

ある個人データ及び削除情報等を利用する必要

がなくなったときは、当該個人データ及び削除

情報等を遅滞なく消去するよう努めなければな

らない。この場合においては、第二十二条の規

定は、適用しない。

仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一

項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定に

かかるらず、法令に基づく場合を除くほか、仮

名加工情報である個人データを第三者に提供し

なければならない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に

に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情

報であるものを除く。次項及び第三項において

同じ。）を第三者に提供してはならない。

第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名

加工情報の提供を受ける者について準用する。

この場合において、同条第五項中「前各項」と

い。

（仮名加工情報の第三項における苦情の処理）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、個人情報

の請求等に応じ、その対象となる保有個人デー

タ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項

の提示を求めることができる。この場合において

は、個人が容易かつ的

確に開示等の請求等をすることができるよう、

当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の

特定に資する情報の提供その他の利便を考

慮した適切な措置をとらなければならない。

開示等の請求等は、政令で定めるところによ

り、代理人によってすることができる。

個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づ

き開示等の請求等に応じる手続を定めるに当た

っては、本人に過重な負担を課するものとなら

ないよう配慮しなければならない。

（手数料）

（事前の請求）

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条

第二項の規定による利用目的の通知を求められ

たとき又は第三十三条第一項の規定による開示

の請求を受けたときは、当該措置の実施に関

し、手数料を徴収することができる。

個人情報取扱事業者は、前項の規定により手

数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的

であると認められる範囲内において、その手数

料の額を定めなければならない。

（個人情報取扱事業者の個人情報保護委員会規則による手続）

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十

四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若し

くは第五項の規定による請求に係る訴え提起

しようとするときは、その訴えの被告となるべき

者に對し、あらかじめ、当該請求を行い、か

つ、その到達した日から二週間を経過した後で

なければ、その訴えを提起することができな

い。ただし、当該訴えの被告となるべき者がそ

の請求を拒んだときは、この限りでない。

（前項の請求は、その請求が通常到達すべきで

あつた時に、到達したものとみなす。

前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十

四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若し

くは第五項の規定による請求に係る仮処分命令

の申立てについて準用する。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取

扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努め

なければならない。

個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成す

るために必要な体制の整備に努めなければなら

ぬ。

（仮名加工情報の第三項における苦情の処理）

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情

報（仮名加工情報データベース等を構成するも

のに限る。以下この章及び第六章において同

じ。）を作成するときは、他の情報と照合しな

い限り特定の個人を識別することができないよ

うにするために必要なものとして個人情報保護

委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加

工しなければならない。

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成

したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工

情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に

用いられた個人情報から削除された記述等及び

個人識別符号並びに前項の規定により行われた

加工の方法に関する情報をいう。以下この条及

び次条第三項において読み替えて準用する第七

項において同じ。）を取得したときは、削除情

報等の漏えいを防止するため必要なものとし

て個人識別符号並びに前項の規定により行われた

加工の方法に関する情報をいう。以下この条及

び次条第三項において読み替えて準用する第七

項において同じ。）を取得したときは、削除情

報等の漏えいを防止するため必要なものとし

て個人識別符号並び

あるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人」に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために」とあるのとは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成)

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等)を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除了記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報を含まる個人に関する情報を項目を公表しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加

工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対し、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

6 加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の安全管理制度のため必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の該当署名加工情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報 (自ら個人情報を加工して作成したもの) を除く。以下この節において同じ。) を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、当該個人情報をから削除され記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第二百六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により行われた加工の方針に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

この章において、「個人情報取扱事業者等」という。の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

4 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたった日から二年を経過しない者

二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

□ 第百五十五条第一項の規定により認定をされた法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者やその取消しの日から二年を経過しない者（認定の基準）

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うに足りる知識及び能力並びに経理の基礎を有するものであること。

二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うに足りる知識及び能力並びに経理の基礎を有するものであること。

三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つて同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（変更の認定等）

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第一百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならぬ。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。（廃止の届出）

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第二項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（対象事業者）

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定

定による措置をとつたにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。
 (苦情の処理)

3 認定個人情報保護団体は、本人その他関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をして、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
 (個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のためには、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を聽いて、この法律の規定の趣旨に沿つた指針(以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護指針が公表されたところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させなければならない。

るため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならぬ。

(目的外利用の禁止)

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体と同一の名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雜則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

1 放送機関 新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道

2 情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

3 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。) の用に供する目的

4 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。) の用に供する目的

5 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。

6 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

7 (適用の特例)

(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章(第三十一条から第三十九条まで及び第四節を除く。)及び第六章から第八章までの規定を適用する。

1 地方公共団体の機関 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び学校及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営

2 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

3 地方公共団体の機関 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び学校及び学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営

4 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

5 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

6 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

7 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

8 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

9 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

10 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

11 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

12 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

13 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

14 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

15 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

16 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

17 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

18 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

19 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

20 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

21 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

22 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

23 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

24 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

25 地方独立行政法人 労働者健康安全機構 病院の運営

人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物で

2 ことができるよう体系統的に構成したもの

2 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系統的に構成したるもの

2 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

2 (学術研究機関等の責務)

2 第一節 総則

2 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政法人等情報公開法)という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものと同様の文書をいう。)又は地方公共団体等行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報保護指針を遵守せしめられたもの又は同条第二号若しくは第三号

2 人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものの(行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物で

2 ことができるよう体系統的に構成したもの

2 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系統的に構成したるもの

2 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

2 (学術研究機関等の責務)

2 第一節 総則

2 第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政法人等情報公開法)という。)第二条第二項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものと同様の文書をいう。)又は地方公共団体等行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報保護指針を遵守せしめられたもの又は同条第二号若しくは第三号

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(**外国にある第三者への提供の制限**)

第七十一条 行政機関の長等は、**外国**(本邦の域外にある国又は地域)をいう。以下この条において同じ。(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされてこの条において同じ。)にあらかじめ、個人情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

(**連絡情報の取扱いに係る義務**)

第七十二条 行政機関の長等は、**個人関連情報**を個人関連情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(**個人情報の取扱いに係る義務**)

第七十三条 行政機関の長等は、**法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報**(個人情報であるものを除く。以下この条及び第一百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

(**行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱う場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認めるとの目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならぬ。**)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならぬ。

(**行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ、当該機関の長等は、保有個人情報を外部に個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。**)

(**個人情報の取扱いの委託**(三以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行なう場合について準用する。)

(**第三節 個人情報ファイル**)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(**個人情報ファイルの名称**)

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(**個人情報ファイルの利用目的**)

三 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び個人情報ファイルに記録される個人の記述等によらないで検索する者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)

(**個人情報ファイルに記録される個人情報**(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法)

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(**記録情報の提供**)

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(**記録情報の取扱い**)

八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするときは、その旨

(**記録情報の取扱い**)

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(**記録情報の取扱い**)

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

(**記録情報の取扱い**)

十一 第六十一条第二項第二号に係る個人情報ファイル

(**記録情報の取扱い**)

十二 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通じた個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(**個人情報ファイル簿の作成及び公表**)

十三 第五十一条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

(**記録情報の取扱い**)

十四 第六十一条第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令

関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（二）とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）」又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するためには不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（二）とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合

において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前項第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対して、当該保有個人情報を開示することができます。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができます。（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき

は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかるわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をする

ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかるわら

ず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個

人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報について

は相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

この場合において、行政機関の長等は、同条第

一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

（事案の移送）

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたもの

であるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を受けた行政機関の長等は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が、移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が、移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを用うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けれる者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に對し、その求めれる開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことに正當な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかるわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとするときは、開示決定等を出すべきであると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたもの

該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内は、条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、能够な限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参考して、手数料を納めなければならない。

6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参照して、地方独立行政法人等が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ)の内容が事実でないと思われるときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による

訂正の請求(以下この節及び第二百二十七条における「訂正請求」という。)をすることができない。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他の当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

四 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報を本人であること(前条第二項の規定による)

五 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報を提出し、又は提出しなければならない。

六 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報を提出し、又は提出しなければならない。

七 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報を提出し、又は提出しなければならない。

八 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報を提出し、又は提出しなければならない。

(訂正請求)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があ

つた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかるらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

3 前項の規定により事案が移送されたときは、正請求者を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

2 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたときは、移送を受けた行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(利用停止請求権)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報を正請求者に対し、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求の手続)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による

利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

て、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に對し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による

利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

行政機關の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、

第一百条 行政機関の長等は、利用

た場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止をしなければ請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第一百一一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第一百二条 前条各項の決定（以下この節において「**（利用停止決定等の期限）**」）

2 前項の規定にかかるは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)
第一百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定を

等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に

会等」とあるのは
査会」とする。

情報公開・個人情報保護審

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一 この条の規定を適用する旨及びその理由
二 利用停止決定等をする期限

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)
第四款 審査請求

きは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

二 前項の規定により諮詢を行った行政機関の長等は、次に掲げる者に對し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

項 目 第 二 第一 第二 十一 第一 九 条 第 一 項 の 規 定 い う。)	第 二 第 九 条 第 一 項 の 規 定 い う。)	前 項 に お い て 「審 理 員」 と い う。)	前 項 に お い て 「審 理 員」 と い う。)	前 項 に お い て 「審 理 員」 と い う。)	前 項 に お い て 「審 理 員」 と い う。)
六 条	六 条	前 項 に お い て 読み 替 え て 適用 す る 第 三 十 一 項 の 規 定 い う。)	前 項 に お い て 読み 替 え て 適用 す る 第 三 十 一 項 の 規 定 い う。)	前 項 に お い て 読み 替 え て 適用 す る 第 三 十 一 項 の 規 定 い う。)	前 項 に お い て 読み 替 え て 適用 す る 第 三 十 一 項 の 規 定 い う。)
審 查 府	審 查 府	審 查 府	審 查 府	審 查 府	審 查 府

第二十審理員は		提出を求める	
九条第一項	二項	九条第一項	二項
第三項	第一条第一項	第三項	第二十審理員は
第三項	第四十条審理員が	第三項	第三十審理関係人
終結した旨並びに次 条第一項に規定するるものとする	終結した旨を通知す る書類その他の物 件のうち政令で定め るものをいう。同条 第二項及び第四十三 条第二項において同 じ。)を審査庁に提 出する予定期を通	審査請求人及び処分 等	審査請求人及び処分 等
審理員意見書及び事 件記録(審査請求書 、弁明書その他審査 請求に係る事件に関 する書類その他の物 件のうち政令で定め るもの)をいう。同条 第二項において同 じ。)を審査庁に提 出する予定期を通	審査庁が	審理関係人(処分 等が審査庁である場 合にあっては、審査 請求人及び参加人。 以下この節及び第五 十条第一項第三号に おいて同じ。)	審査請求人(処分 等(処分等が審査 庁等(処分等が審査 庁である場合にあつ ては、参加人)は、審 査請求人及び参加人 にあつては、審査請 求人)
		提出があつたとき	提出があつたとき、 又は弁明書を作成し たとき
			提出があつたとき、 又は弁明書を作成し たとき
		規定期により	審査庁は、第二項の 規定期により
			審査庁は、審査庁が 処分等である場合にあつては、相当の期間内に、弁明書 を作成する
			提出を求める場合にあつては、提出を認め、審査庁が 処分等以外である場合にあつては、相当地間に、弁明書

にあつては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款
条

第八百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等団名が「情華」（行政機関等団名
加工情報ファイルを構成するものに限る。以下
この節において同じ。）を作成することができます
る。

一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

有個人情報を作成した行政機関等の個人情報を加工して作成するとき。

（当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル
簿への記載）

ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる

事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名
称及び所在地

(提案の募集)

百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報)をその用に供して行う事業に関する提案

百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百六十二条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（欠格事由）

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を行なうことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第一百十四条 行政機関の長等は、第一百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百六条第一項の基準に適合するものであること。

四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五百五十一 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するためには適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

八 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

三 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるとときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第一百五十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第一百六十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないよう及びその作成に用い保有個人情報を復元することができないようするためには、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報の加工を行なう場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)
第一百七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならぬ。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用について、は、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。
一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
三 次条第一項の提案をすることができる期間
(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)
第一百八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第一百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。前項の政令で定める額を参照して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めるところにより、前項の政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5 第百十五条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、条例で定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般的な閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参照して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般的な閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第一百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

1 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

2 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

3 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第一百二一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百六十六条第一項の規定により行つた加工情報に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するためるために必要なものとして個人情報等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について適用する。

第六節 雜則

(適用除外等)

第一百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不表示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関等に保有されていないものとみなす。

(適用の特例)

第一百二十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者政機関等匿名加工情報を除く。以下の条において「開示請求等」、「開示請求等をしようとする者」に対する情報の提供等)

いて同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するためには、当該個人情報をから削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行わされた加工の方法に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、当該個人情報をから削除されたりの情報と照合してはならない。

3 第五百八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前二項、第百二十七条及び次章から第八章まで(第百七十六条、第百八十条及び第百八十二条を除く。)の規定を適用する。

4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について適用する。

3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行なう場合に限り、第六十二条に掲げる者を独立行政法人等と、同項第一号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前二項、第百二十七条及び次章から第八章まで(第百七十六条、第百八十条及び第百八十二条を除く。)の規定を適用する。

2 第五百八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める業務を行なう場合に限り、第六十二条に掲げる者を独立行政法人等と、同項第一号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前二項、第百二十七条及び次章から第八章まで(第百七十六条、第百八十条及び第百八十二条を除く。)の規定を適用する。

3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者は、少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不表示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関等に保有されていないものとみなす。

(適用の特例)

第一百二十七条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第百十一条第一項若しくは第百十八条第二項の提案(以下この条において「開示請求等」という。)をしよ

報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)において準用する)において準用する

同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第百二十七条を除く。)の規定、第百七十六条及び第百八十条の規定(これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)において準用する

部分を除く。)並びに第百八十二条の規定は、適用しない。

うとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

(設置)

第一百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定

めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(任務)

委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

(所掌事務)

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報

等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い及び個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に關すること(第四号に掲げるものを除く。))。

三 認定個人情報保護団体に關すること。

四 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに關する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力を關すること。

五 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十九条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に關すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に關すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に關すること。

八 所掌事務に係る国際協力に關すること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

第一節 設置等

第二節 第百三十一条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

(所掌事務)

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報

(任期等)

第一百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第一百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第一百四十二条 委員会の事務を處理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(秘密保持義務)

第一百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第一百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第一百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法

規則の制定)

第一百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第一百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

(会議)

第一百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第一百四十二条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第一百四十二条 委員会の事務を處理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(秘密保持義務)

第一百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第一百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第一百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関する報告をさせることができる。(命令)

第一百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。(認定の取消し)

第一百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第一百五十六条 委員会は、前項の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等(会計検査院長を除く。以下この款において同じ。)に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。(指導及び助言)

第一百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。(勧告)

第一百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。(勧告)

(勧告に基づいてとつた措置についての報告の要求)

第一百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第一百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第一百六十二条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第一百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第一百五十三条の規定による報告の徴収、第一百五十四条の規定による命令又は第一百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

第一百六十三条 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第三十一条の規定による命令又は第一百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第一百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第一百五十五条、第一百六条、第一百八条及び第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは、「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあり、及び同法第一百九条中「裁判所」とあるのは、「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第一百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができない場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第一百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第六百六十二条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機(出入力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

(適用範囲)

第四節 雜則

(施行の状況の公表)

第一百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第一百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

(裁判執行当局への情報提供)

第一百七十二条 委員会は、この法律に相当する外

きは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行ふものとする。

(条例を定めたときの届出)

第一百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

第一百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

第一百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第一百七十一条 この法律に規定する委員会の権限及び第一百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(適用範囲)

第一百七十二条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人間連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人間連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても適用する。

(外国執行当局への情報提供)

2 委員会は、この法律に相当する外國の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相

当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならぬ。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行ふ目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないときは、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

(国際約束の誠実な履行等)
第百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。(連絡及び協力)

第一百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に關係する行政機関の長(会計検査院長を除く。)は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。(政令への委任)

第一百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。る。

第八章 罰則

第一百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者 第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一條第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第

六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成し、それを提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第百五十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百八十二条の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第百八十二条 同条の罰金刑

</

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一)

(施行期日)
抄
一九号

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十九号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(处分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項 第十条及び第十二条の規定

(規定期定 公布の日)

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十九年一月一日

三 略

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人

データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認めるとの同意に相当するものであるときは、同条の同意があつたものとみなす。

(主務大臣がした处分等に関する経過措置)

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律（附則第一号に掲げる規定に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

附則第一号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮)

第七条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第一條第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第八条 政府は、施行日までに、新個人情報保

護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有す

る個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法第二条第九項に規定する匿名加工情報をい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をい、以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をい、以下この項において同じ。)を含む)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それにより発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策的的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一體的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

(施行期日)

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年五月二十四日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六月を超えない範囲内において政令で定める日
附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年五月二十四日法律第三号) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第二条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第三条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第五条 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第六条 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第七条 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外國にある第三者に提供した場合について適用する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規則にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八号) 第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

六月を超えない範囲内において政令で定める日
附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第二条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第三条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第五条 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第六条 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外國にある第三者に提供した場合について適用する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第七条 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外國にある第三者に提供した場合について適用する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規則にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有していない」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方針により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

（第五十一条改正後個人情報保護法第六百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。（第五十一条の規定の施行前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第五十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対し

第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認めるとする旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

五十一條改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があつたものとみなす。

9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項において読み替えて準用する第五十一条第二項に規定する外國に改訂後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外國に第三者に提供した場合について適用する。

10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に對された本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があつたものとみなす。

11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第

第十一条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第二項 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定

